

北海道福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道福祉サービス第三者評価推進機構（以下「道推進機構」という。）が行う福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に対する認証の要件を定め、もって福祉サービス第三者評価の信頼性、公平性を確保することを目的とする。

(認証基準)

第2条 評価機関の認証基準は、道推進機構が別紙に定めるとおりとする。

2 道推進機構が認証基準を定めるときは、第三者評価機関認証委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞かなければならない。認証基準を変更する場合も同様とする。

(認証の申請)

第3条 認証の申請は、道推進機構があらかじめ定める期間に、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、道推進機構に提出することにより行う。

2 他の都府県の推進組織で認証された評価機関である場合は、前号に規定する書類を添付して、随時申請することができる。

(認証)

第4条 道推進機構は、前条の認証の申請があった場合は、第2条に定める認証基準に適合するかを審査し、第2条の要件をすべて満たすと認められる場合は、これを認証する。

2 認証の可否の決定にあたっては、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前条第2項による申請の場合は委員会の意見を聴取することなく認証の可否を決定できるが、決定内容は認証委員会へ報告を行うものとする。

3 道推進機構は、認証の申請を行ったものが次のいずれかに該当する場合は、認証してはならない。

- ① 申請を行ったものが法人格を有していないとき。
- ② 申請を行ったものが、自ら次のいずれかに該当する福祉サービスを実施するものであるとき。
 - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定による社会福祉事業として提供されるサービス。ただし、同条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業及び第13号に規定する連絡又は助成を行う事業は除く。
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の規定による居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、施設サービス、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業又は介護予防支援事業として提供される全てのサービス
- ③ 申請を行ったものの役員等に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者が含まれるとき。
- ④ 申請を行ったものの役員等に、国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者が含まれるとき。
- ⑤ 申請者が、申請前5年以内に福祉サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであるとき（介護保険法に基づく事業者指定取り消しを含む）。
- ⑥ 申請を行ったものが、第10条に規定する認証の取消しを受けてから5年を経過していないとき。
- ⑦ 申請を行った法人の役員等に、第10条に規定する認証の取消しを受けた法人の処分当時の役員等であって、処分の日から5年を経過していない者が含まれるとき。
- ⑧ 申請者が、法人で、現在業務（コンサルタント、会計事務、調理業務などの営利事業）等で関係するまたは過去3年の間に業務等を通じて経営等に関係していた施設、事業所の第三者評価を予定するものであるとき。
- ⑨ 申請者が、第三者評価事業で知りえた情報を別のコンサルタント事業等に使用することを企画しているものであるとき。
- ⑩ 第6条第2項に規定する更新の申請があった場合で、当該更新の申請を行ったものが更新前の有効期間内に第三者評価を実施していないとき。

(認証の通知)

第5条 道推進機構は、評価機関を認証したときは、当該評価機関に「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」(様式第2号)を交付するとともに、当該評価機関の名称等の情報を道推進機構のホームページで公表し、また、推進支援会議等の関係機関に対して通知を行う。

2 道推進機構は、評価機関を認証しないこととしたときは、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」(様式第3号)を交付する。

(認証の有効期限)

第6条 第4条の認証は、3年ごとに認証の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第3条から第5条の規定は、認証の更新について準用する。

(変更の届出)

第7条 認証を受けた評価機関は、第3条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じたときは、変更の事由が発生した日から30日以内に、「福祉サービス第三者評価機関変更届」(様式第4号)に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。

(認証の辞退)

第8条 認証を受けた評価機関は、認証の有効期間中であっても、「福祉サービス第三者評価機関認証辞退届」(様式第5号)を道推進機構に提出し、認証を辞退することができる。

(報告等)

第9条 道推進機構は、第三者評価事業の運営上必要があると認められるときは、評価機関又はその担当職員に対し、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ずることができる。

(認証決定の取消し)

第10条 道推進機構は、認証した評価機関が次のいずれかに該当するときは、当該評価機関の認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する認証基準を満たすことができなくなったと認められるとき。
- (2) 前条の規定により、道推進機構から報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 第11条に定める定期的な事業報告又は道推進機構に協力を行わない場合。
- (4) 第12条に規定する認証手数料を納入しない場合。
- (5) 次のいずれかに該当する不正な行為が行われたと認められる場合。

ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること

イ 守秘義務に違反すること

ウ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること

エ 社会福祉法ほか社会福祉関係諸法令に違反すること

オ その他、社会通念上不正な行為と認められる行為

2 道推進機構は、前項の規定に基づき評価機関の認証を取り消す場合は、あらかじめ聴聞を行った上で、委員会の意見を聴かなければならない。

3 道推進機構は、評価機関の認証を取り消したときは、当該評価機関に「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」(様式第6号)を交付するとともに、当該評価機関の名称、取消しの理由等の情報を道推進機構のホームページで公表し、また、推進支援会議等の関係機関に対して通知を行う。

(道推進機構との関係)

第11条 認証した評価機関は、次の事項を遵守とする。

(1) 定期的な事業報告

評価機関は、毎事業年度終了後速やかに道推進機構に対し、道内で実施した第三者評価事業の実績等を「北海道福祉サービス第三者評価事業実績等報告書」(「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第13条第1項に定める別紙様式)により報告するものとする。

(2) 道推進機構への協力

評価機関は、道推進機構が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(認証手数料)

第12条 評価機関として、認証を受ける事業者は道推進機構に対し、認証手数料として金150,000円に消費税及び地方消費税を加算して支払うものとする。

2 事業者は、道推進機構に認証申請書を提出した時は、道推進機構が指定する方法で認証手数料を支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するに当たり必要な事項は、別に定める。

附則

(施行日)

第1条 この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

第1条 この要綱は、平成17年11月28日から施行する。

第1条 この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

第1条 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

第1条 この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

第1条 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

第1条 この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(更新時の要件に係る特例)

第2条 道推進機構は、福祉サービス第三者評価事業の実施状況等を勘案して、その必要があると判断する場合は、認証委員会の承認を経て、第4条第2項第10号の規定を適用しないことができる。

(別紙)

評価機関の認証に関する基準

1 組織体制に関する基準

(1) 評価機関は、福祉サービス第三者評価を適正に行うための業務の管理を行う専任の業務責任者を配置しなければならない。

(2) 評価機関は、次の基準を満たすために必要な評価調査者を有しなければならない。

① 次の a 又は b に該当する評価調査者（別表第1）をそれぞれ1名以上設置すること。

a - 1 組織運営管理業務を3年以上経験している者

a - 2 組織運営管理業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者

b - 1 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を3年以上経験している者

b - 2 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者

b - 3 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者

② 評価調査者は、全国社会福祉協議会あるいは道推進機構が行う評価調査者養成研修を修了していること。

③ 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。

④ 一件の第三者評価について、3人以上（④ - ア - a 及び b の双方を含む）の評価調査者が一貫してあたること。

(3) 評価機関を構成するもののうち福祉サービスを提供又は経営する者が過半数を満たす場合には、評価結果の決定を行う第三者からなる委員会（以下「評価決定委員会」という。）を設置しなければならない。

(4) (3) に規定する評価決定委員会の委員は、次に掲げる者であって、それぞれ二人以上のおおむね同数によって構成しなければならない。評価決定委員会の委員に

は、代表者、理事、役員、その他評価調査者を除く雇用関係にある者が含まれていてはならない。

- ア 社会福祉事業者経営者、従事者
- イ 福祉、医療、法律、経営等の学識経験者
- ウ 福祉サービスの利用者、一般市民

(5) 評価機関は、第三者評価を受けた事業者等からの苦情等に対する対応のための体制（苦情受付窓口や苦情解決責任者の設置、その他苦情解決に必要な体制の整備等を含む。）を確保しなければならない。

2 各種規程の整備に関する基準

評価機関は、次の規程を整備し、当該規程に沿って評価を実施するとともに、当該規程を公開しなければならない。

① 所属する評価調査者名簿

評価調査者名簿には、評価調査者養成研修の修了に関すること、上記④ - ア - a 又は b に関する資格、主な経歴、研修受講歴を記載内容としなければならない。なお、評価調査者の氏名については、非公開として差し支えない。

② 事業内容等に関する規程

第三者評価を実施するサービス種別を含む規程を策定すること。

③ 第三者評価の手法の規程

④ 個人情報保護及び守秘義務に関する内容を含む倫理規程

⑤ 評価料金に関する規程

⑥ 評価事業の実績の記録

⑦ 評価決定委員会を設置する場合にあっては、その設置に関する規則及び評価決定委員の名簿

3 評価の実施に関する基準

(1) 評価機関は、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱の定めるところにより、適正に評価を実施しなければならない。

(2) 評価機関は、関係する事業者に関する評価を実施してはならない。

- (3) 評価機関は、評価調査者が関係する事業者に関する評価の業務を当該評価調査者に担当させてはならない。
- (4) 評価機関は、第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ってはならない。
- (5) 評価機関は、正当な理由なく、評価の実施により知り得た事業者の秘密を漏らしてはならない。
- (6) 評価機関は、道評価機構から報告又は帳簿書類の提出又は提示を命じられたときは、これに従わなければならない。
- (7) 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに道推進機構に対し、道内で実施した第三者評価事業の実績等を「北海道福祉サービス第三者評価事業実績等報告書」（「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第13条第1項に定める別紙様式）により報告しなければならない。
- (8) 評価機関は、道推進機構が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力しなければならない。

別表第1 対象者要件

別紙参照

別表第1 対象者要件

a 組織運営管理	1 組織運営管理業務を3年以上経験している者	常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事している者 ※1
	2 組織運営管理業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	常勤職員が20人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者 ※1
b 福祉医療保健	1 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を3年以上経験している者	ア 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を持ち、当該業務を3年以上経験している者 ※2
		イ 上記以外の資格で、機構がこれと同等と認める資格を持ち、資格取得後当該業務を3年以上経験している者 ※2
	2 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者	大学・短大・専門学校において週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念（3年以上）している者 ※2
	3 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	ア 福祉、医療、保健分野の行政や社会福祉協議会、非営利団体の常勤職員等（3年以上）で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者 ※2
		イ 民間企業や非営利団体の常勤職員等（3年以上）で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者 ※2
c 総合	aの組織運営管理、bの福祉医療保健両方の資格を有する者	

＜上表の対象者要件の確定方法＞

養成研修受講の際に、勤務証明書、福祉系の資格がある場合は資格証の写し等を徴して、審査委員会で審査の上、受講資格を決定し、調査員証の交付により対象者要件を確定させる。なお、経験年数は受講申込日現在とする。

※1 20人以上の組織を統括している（又はしていた）ことの客観的な証明となる書類（勤務証明書以外に、事務分掌表、組織図、役員であれば法人登記簿の写しなど）を徴する。申請者の申告のみでは認めない。

※2 資格取得後に3年以上経験を有することが必要であり、資格証、勤務証明書などを徴する。ただし、介護支援専門員については経験年数の証明は不要とする。

注1 継続研修修了者で、養成研修受講により、専門領域（コース）の拡大を希望する場合は、受講資格を証明する書類の提出は不要。

注2 継続研修修了者で、養成研修受講により、評価調査者資格の拡大を希望する場合（aまたはbからcへ）は、拡大したい資格要件の必要書類（上記※1または※2）を徴する。